

6 地方自治体における弁護士活動の実態

日弁連では、2010年4月に全国の地方自治体に対して、地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケートを実施した。

以下は、全国の地方自治体1,797（内訳は、都道府県...47、市区...809、町村...941）に郵送によるアンケートを行い、そのうち1,226自治体（内訳は、都道府県...47、市区...658、町村...521）から得た回答結果によるものである。

1. 弁護士資格を有する職員の採用状況

上段:回答数 下段:割合

(1) 弁護士資格を有する職員の有無

右の表は、全国の地方自治体における弁護士資格を有する職員の有無について、都道府県、市区、町村別にまとめたものである。

これを見ると、都道府県、市区町村ともに、弁護士資格を有する職員はほとんどいないことが分かる。

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.1%	42 89.4%	4 8.5%	47 100.0%
市区	9 1.4%	635 96.5%	14 2.1%	658 100.0%
町村	0 0.0%	508 97.5%	13 2.5%	521 100.0%
全体	10 0.8%	1,185 96.7%	31 2.5%	1,226 100.0%

(2) 今後の採用予定

上記の「弁護士資格を有する職員の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体（1,185）に対して、「今後の採用予定」について聞いた結果が右の表である。ほとんどの自治体が「採用の予定はない」と回答している。

	ある	検討中	ない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.4%	4 9.5%	34 81.0%	3 7.1%	42 100.0%
市区	1 0.2%	21 3.3%	600 94.5%	13 2.0%	635 100.0%
町村	0 0.0%	16 3.1%	486 95.7%	6 0.2%	508 100.0%
全体	2 0.2%	41 3.5%	1,120 94.5%	22 1.9%	1,185 100.0%

(3) 採用の支障となる要因（複数回答）

「弁護士を採用する場合の支障となる要因とは何か」との問いでは、「給与が高くなる」「費用対効果が計測しづらい」といった、給与や費用の問題を上げる自治体が半数近くを占めた。

	給与が高くなる	費用対効果が計測しづらい	弁護士以外の専門有資格者を利用している	弁護士を必要とする仕事がない	弁護士を利用する態勢が整っていない	能力に対する不安がある	その他	無回答	回答総数
都道府県	7 14.9%	12 25.5%	0 0.0%	6 12.8%	8 17.0%	0 0.0%	16 34.0%	11 23.4%	47 127.6%
市区	301 45.7%	290 44.1%	6 0.9%	76 11.6%	153 23.3%	9 1.4%	93 14.1%	107 16.3%	658 157.4%
町村	271 52.0%	262 50.3%	2 0.4%	130 25.0%	171 32.8%	6 1.2%	24 4.6%	71 13.6%	521 179.9%
全体	579 47.2%	564 46.0%	8 0.7%	212 17.3%	332 27.1%	15 1.2%	133 10.8%	189 15.4%	1,226 165.7%

【注】1. (1)及び(2)の比率については、表示未満を四捨五入しているため、回答総数の比率の合計が100%にならない場合があるが、100%と表記している。

2. (3)の設問は複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

2. 顧問弁護士の状況

上段:回答数 下段:割合

(1) 顧問弁護士の有無

右の表は、全国の地方自治体における顧問弁護士の有無について、都道府県及び市区、町村別にまとめたものである。

「顧問弁護士がいる」と回答した都道府県と市区はそれぞれ全体の約8割を占め、町村においても、約6割の自治体で顧問弁護士が就任している。

また、顧問弁護士がいると回答した地方自治体(900)における顧問弁護士の男女別人数については、男性の顧問弁護士が圧倒的に多い。

顧問弁護士の有無

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	38 80.9%	9 19.1%	0 0.0%	47 100.0%
市区	558 84.8%	91 13.8%	9 1.4%	658 100.0%
町村	304 58.3%	209 40.1%	8 1.5%	521 100.0%
全体	900 73.4%	309 25.2%	17 1.4%	1,226 100.0%

顧問弁護士の就任状況(男女別人数)

	0人		1人		2人		3人		4人		5人以上		無回答	回答自治体数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
都道府県	0 0.0%	34 89.5%	7 18.4%	4 10.5%	14 36.8%	0 0.0%	5 13.2%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	38 100.0%
市区	6 1.1%	513 91.9%	366 65.6%	24 4.3%	108 19.4%	1 0.2%	35 6.3%	0 0.0%	13 2.3%	1 0.2%	11 2.0%	0 0.0%	19 3.4%	558 100.0%
町村	0 0.0%	287 94.4%	269 88.5%	4 1.3%	14 4.6%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%	0 0.0%	13 4.3%	304 100.0%
全体	6 0.7%	834 92.7%	642 71.3%	32 3.6%	136 15.1%	1 0.1%	45 5.0%	0 0.0%	19 2.1%	1 0.1%	20 2.2%	0 0.0%	32 3.5%	900 100.0%

(2) 顧問弁護士がいない自治体の法的問題の対応

以下は、上記の「顧問弁護士の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体(309)に対する、「法的な問題が生じた場合、どのように対応しているか」の問いの回答について(自由記述回答)抜粋したものである。

自由記述回答の抜粋

【県】

事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
法務・文書室で対応し、必要に応じ担当室から弁護士に相談している。
法律相談に関し数名の弁護士と契約を締結し、法的な問題が生じた場合、随時相談できることとしている。
知事の権限に属する事務の遂行上発生した法律上の問題を適正に処理するため、各部等からの法律相談に応じる「法律顧問」を設置している。

【市区】

事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
特定の弁護士・弁護士法人と相談に関する委託契約を締結している。
市長会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
顧問契約は締結していないが、日常的に相談可能な弁護士が存在する。
「法律アドバイザー」として委嘱した弁護士に相談して対応している。

【町村】

事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
町村会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
町村会を通じて弁護士を紹介してもらっている。
町村会で実施している法律相談会を利用している。
県に照会の上、対応を協議する。
「行政アドバイザー」として弁護士を委嘱している。

3. 弁護士による法律相談窓口の開設状況

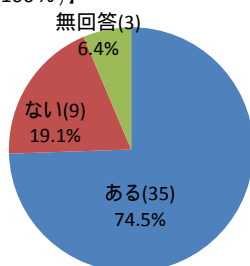
以下は、全国の地方自治体における弁護士による一般市民向け法律相談窓口の開設状況について、日弁連が行ったアンケート結果に基づき、都道府県及び市区、町村に分けてまとめたものである。

(1) 都道府県における法律相談窓口の開設状況

回答のあった47の都道府県における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している都道府県は約7割を占めている

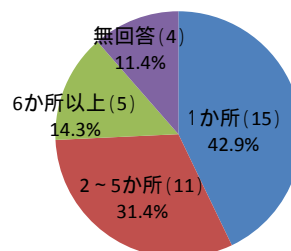
ア. 法律相談窓口の有無

【回答自治体数：47(100%)】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）

【回答自治体数：35(100%)】



ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答自治体数：35(100%)】

弁護士を委託する方式	回答数	割合
弁護士会への委託	24	68.6%
個々の弁護士への委託	9	25.7%
社会福祉協議会への委託	1	2.9%
その他	9	25.7%
合計	43	122.9%

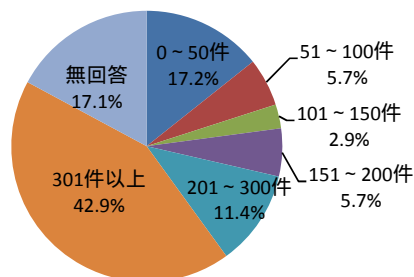
相談方法	回答数	割合
面談相談	31	88.6%
電話相談	5	14.3%
テレビ電話相談	1	2.9%
その他	0	0.0%
合計	37	105.8%

受付方法	回答数	割合
電話予約	16	45.7%
当日先着順	10	28.6%
その他	10	28.6%
合計	36	102.9%

相談料	回答数	割合
無料面談相談	31	88.6%
有料面談相談	0	0.0%
無料電話相談	5	14.3%
合計	36	102.9%

エ. 法律相談件数(2009年度総件数)

【回答自治体数：35(100%)】



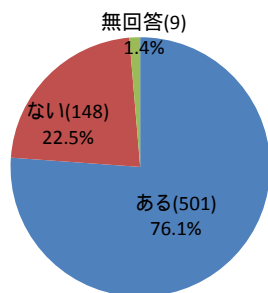
【注】「ウ.法律相談窓口の開設方式」の割合(%)は、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

(2) 市区における法律相談窓口の開設状況

回答のあった658の市区における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している市区は7割以上を占めている。法律相談窓口（面談相談）の設置数では、約7割の自治体が1か所と回答しており、複数か所（2～5か所＋6か所以上）は約2割となっている。

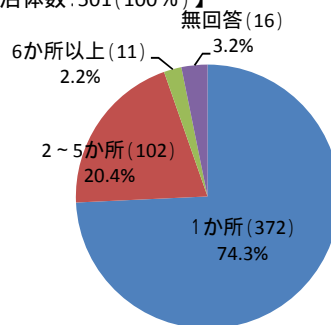
ア. 法律相談窓口の有無

【回答自治体数:658(100%)】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）

【回答自治体数:501(100%)】



ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答数自治体数:501(100%)】

弁護士を委託する方式	回答数	割合
弁護士会への委託	306	61.1%
社会福祉協議会への委託	10	2.0%
個々の弁護士への委託	232	46.3%
その他	49	9.8%
合計	597	119.2%

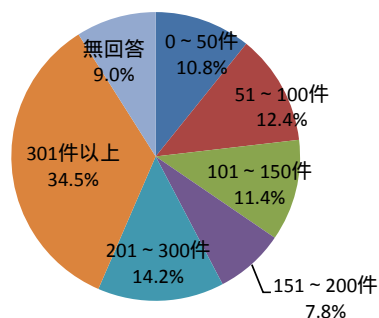
相談方法	回答数	割合
面談相談	497	99.2%
電話相談	2	0.4%
テレビ電話相談	3	0.6%
その他	13	2.6%
合計	515	102.8%

受付方法	回答数	割合
電話予約	446	89.0%
当日先着順	57	11.4%
その他	135	26.9%
合計	638	127.3%

相談料	回答数	割合
無料面談相談	484	96.6%
有料面談相談	2	0.4%
無料電話相談	2	0.4%
合計	488	97.4%

エ. 法律相談件数(2009年度総件数)

【回答自治体数:456(100%)】



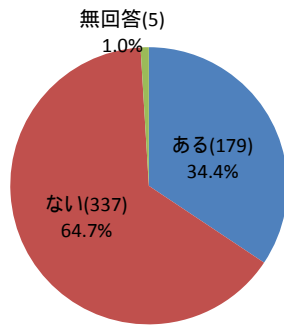
【注】「ウ.法律相談窓口の開設方式」の割合(%)は、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

(3) 町村における法律相談窓口の開設状況

回答のあった521の町村における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している町村は全体の約3割となっている。法律相談窓口（面談相談）の設置数では、その9割が1か所であり、都道府県や市区と比べ規模の小さいものであることが分かる。

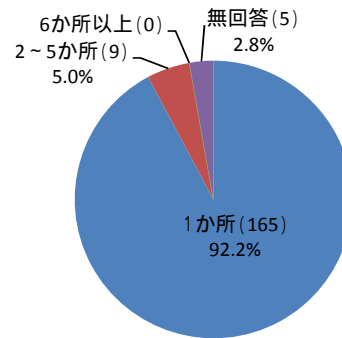
ア. 法律相談窓口の有無

【回答自治体数：521(100%)】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）

【回答自治体数：179(100%)】



ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答数自治体数：179(100%)】

弁護士を委託する方式	回答数	割合
弁護士会への委託	62	34.6%
社会福祉協議会への委託	20	11.2%
個々の弁護士への委託	100	55.9%
その他	22	12.3%
合計	204	114.0%

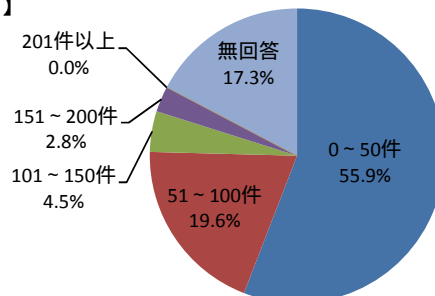
相談方法	回答数	割合
面談相談	179	100.0%
電話相談	6	3.4%
テレビ電話相談	1	0.6%
その他	1	0.6%
合計	187	104.5%

受付方法	回答数	割合
電話予約	134	74.9%
当日先着順	49	27.4%
その他	21	11.7%
合計	204	114.0%

相談料	回答数	割合
無料面談相談	176	98.3%
有料面談相談	1	0.6%
無料電話相談	6	3.4%
合計	183	102.2%

エ. 法律相談件数(2009年度総件数)

【回答自治体数：179(100%)】



【注】「ウ. 法律相談窓口の開設方式」の割合(%)は、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

4. 弁護士を委員として委嘱している地方自治体の委員会等

下記表は、「弁護士を委員として委嘱している」と回答した全国の地方自治体1,226（内訳は、都道府県...47、市区...522、町村...167）のアンケート結果に基づきまとめたものである。特に情報公開審査会と個人情報保護審査会において、委嘱している自治体が多いことが分かる。また、「情報公開審査会」と「個人情報保護審査会」の2つを併せて「情報公開・個人情報保護審査会」として設置している自治体も多い。

弁護士を委員として委嘱している委員会等及び弁護士委員数

(2010年4月1日現在)

委員会等		情報公開審査会	個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会	土地利用審査会	公害審査会	開発審査会	建設工事紛争審査会	環境審議会	精神医療審査会	消費生活審議会	消費者苦情処理委員会	介護保険審査会	自然環境保全審議会	都市計画審議会	公務災害補償等認定委員会	公務災害補償等審査会	建築審査会	社会福祉審議会	感染症審査協議会	人事委員会	国民健康保険審査会	労働委員会	精神保健福祉審議会	選挙管理委員会	収用委員会	公安委員会	地域包括支援センター運営協議会	公平委員会	政治倫理審査会	男女共同参画等	その他
自治体数	都道府県	42	39	3	43	37	40	43	31	41	40	22	41	10	31	23	34	36	27	26	43	28	46	16	31	44	13	0	0	0	18	30
	市区	381	379	72	18	12	66	15	35	16	28	8	3	1	59	58	63	148	19	36	19	3	1	13	26	0	3	22	73	26	38	240
	町村	133	119	10	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0	3	1	11	0	39
都道府県委員数	男性	41	33	8	30	37	33	43	17	38	35	21	38	5	12	17	27	30	11	24	40	21	46	11	30	44	11	0	0	0	11	-
	女性	16	15	1	13	25	7	29	17	17	14	10	18	6	19	8	7	7	16	14	3	7	22	6	3	16	2	0	0	0	9	-
	総数	57	48	9	43	62	40	72	34	55	49	31	56	11	31	25	34	37	27	38	43	28	68	17	33	60	13	0	0	0	20	-
市区委員数	男性	350	341	91	10	12	59	14	31	15	26	8	1	1	41	55	56	128	13	29	18	2	1	7	23	0	3	16	77	25	23	-
	女性	84	87	31	8	4	10	3	5	8	8	3	2	0	19	3	8	24	7	14	2	2	0	6	5	0	2	7	10	5	22	-
	総数	434	428	122	18	16	69	17	36	23	34	11	3	1	60	58	64	152	20	43	20	4	1	13	28	0	5	23	87	30	45	-
町村委員数	男性	123	107	21	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0	3	1	12	0	-
	女性	10	10	3	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	0	-
	総数	133	117	24	0	0	2	0	6	0	0	0	0	0	5	3	3	0	0	0	0	3	0	0	8	0	0	6	1	12	0	-

【注】「その他」には、公益認定等審議会、医療審議会、固定資産評価審査委員会など様々な委員会が含まれる。よって、「その他」の男女数の内訳は割愛した。